

ヨーロッパ統一株式会社法成立に関する所論（1）

岡本善八

商法の対象とする企業生活関係は、私法的法律関係のうちでも、不動産法、身分法の対象となる生活関係と異なり、各国の公益・風俗・気候・習慣・歴史・宗教的影響を受けることが少なく、従って、商法が當利目的という普遍的目的のため技術性性格を強度に有することは、その發生の歴史的沿革からも、また現行諸外国法の比較的検討の結果からしても、今日これを積極的に否定せんとする見解は、恐らくは存在し得ないであろう。特に国際的取引のひんぱんとなるに従い、涉外取引について、難解な国際私法の適用の可能性を減少せしめるため、可及的にその統一化への努力がなされることは、充分予想せられ、かつ、既に、単なる部分的統一にとどまらず広汎に多数国を対象とする商法の統一が試みられている。

かかる統一への努力は、元來商法が経済社会の実用的要請にもとづいて発展することからして、結果的には、かかる試みは、

II

わが国におけ世商法統一論につては、特に株式会社のそれに田中耕太郎博士により強調せらる、「株式会社制度に連する諸問題が、各國の民族性と無関係であり、又各國の固有の事情と本質的関連を有しない、「商法色彩」もつて特徴づけられる普遍人類的性格を有するものなる」と想い到了とある。我々はかような困難が決して克服し得ないものではな
い」と結論に到達するのである。⁽¹⁾⁽²⁾

然し、私法全分野の中では、統一法の可能性あるものとして債権法と全商法がこれに属すると思ひ、債権法につては第一次後大戦、イタリーリより主張せられ、「連合国および友邦間の立法同盟」L'Union législative entre les nations amies et allies)により、七月一箇条にわたる仏伊草案が成立せり」とを指摘せらる。

それが既に、近年ヨーロッパ諸国との統合の機運を媒介として、商法一般につての統一をめぐる論議が活発化するに至つた。例えば、我が歐州経済共同体条約の発効以前既に石炭鉄鋼共同体の発足をみて、一九五四年六月一六日より、中央連合は国際貿易の中心としての機能を果した。《Congrès des anciens élèves de l'enseignement supérieur commercial》が開催された。André Brun が M. C. Seffert が「ヨーロッパ商法の統一」《L'unification du droit commercial》

rcial européen》とともに講師となり、商法統一がヨーロッパ連合(Etats-Unis européens)の形成に役立つことがなりつての M. Jules-Julien(vice président de l'Assemblée Nationale, président du Comité national des Conseillers du commerce extérieur de la France)の提案によれば、商法一般に關するものではあるが、次の如き見解を示してゐるのである。

その要旨は、結局は右の報告者が述べる如く次の点にある。すなはち、「ヨーロッパ統一の問題は差し迫った問題であるが、この問題に關する我々の商法統一(die Vereinheitlichung des Handelsrechtes, the unification of the commercial rights)の問題を取扱うべきである。その統一の障害は克服不能のものではないが、そのためには慎重なる考慮が必要で、その統一につれても全面的な統一商法の制定を考慮すべきだべく、一挙に組織的体系(Systematische Positionen; systematical position) が採用されねばならず順次に、かり統一のための障害を逐一除去していく、その目的を実現すべきであつて、その侧面の対象は、内渡売買(Verkaufs und Lieferungsgeschäfte; Sales to be delivered)・定期陸貿(Termingeschäfte; the term markets)・海上輸送(Seetransporte; maritime transportation)・種類の会社(gewisse Arten von Handelsgesellschaften; certain types of Companies)である、破産(Kokursverfahren; bankruptcy) が規定されるべきである」

る。たしかかる結論は、いわば商法の国際的統一の関心を喚起するという本来の意図からして、そして具体的規定についての結論は示されていないのは止むを得ないと考えられるが、既に一九五四年にかかる試みがあつたという点では、若干の意味があるであろう。かかる結論に達する迄の論旨は、(1) 取引上の便宜性、(2) 統一事業のかつての試みと困難性、(3) その障害除去への手段の三点より構成される。

(1) まず、商法は能力・親族・夫婦財産制・相続に関する法分野と異なり、いわば「祖国」(la patrie)を有せず、その迅速性および信用保持という共通的目的の実現を目的とするものであり、最もしく Ripert の指摘する如く「商法は国際的統一への自然的傾向を有してゐる」《le Droit commercial a une tendance naturelle à l'unification internationale》として、商法の本質たる統一可能性を指摘した後、統一の積極的利点を次の如く列挙する。(1) 國際取引については、現在の法制によれば、国際私法により決定せられ、しかも各国国際私法が異なるため、同じ事件についても裁判所所属国が異なることにより正反対の判決を受けることになるが、商法の国際的統一はかかる欠陥を除去する。(2) また不統一の欠陥は、例えば強行的制度、とくに破産の場合に顕著となる。周知の如く、破産については、統一主義または普及主義と、複数主義または属地主義が対立するが、普及主義によるときは破産宣告管轄は本店所在地裁判所であり理論的には全財産に及ぶが、財産所在国の破産法

の相違のため結論的にはその理想を実現し得ないに反し、属地主義によるときはその逆に債務者が當業所を有する各国で独立になされるが、その範囲、内容は各国により一致しないことからして、債権者は同一債務者につき数国の破産手続に加入すべき煩雜性が生じるほか、反面惡質な債権者は、妥当なる配当額を超えた配当を受ける可能性を生ぜしめ、また債務者としては、破産宣告を受けた國以外に所在する財産につき執行を免れることになり、特に破産については、債権者平等のための統一化が望ましい。(ハ) また商法の統一は他の法分野についての統一を促進することとなり、例えば商法の一連の規定は、民法の債務法の一般原則から導かれていることからして、逆に私法の基本原則についての共通的基盤を提供することとなり、また現実の企業活動上労働関係の重要性が高まっている実状からして、商法の統一が社会法たる労働法の統一化への契機を提供することとなる、とするのである。

(2) また、かかる統一の実効性については一十六国の代表者による一九三〇年一月七日の手形、小切手統一條約により既に明らかであるが、然し商法中の特定分野に関するものであり、かつ加入国も限定せられている。その点からしても、商法一般についての統一法案が起草されるとともその実現については、空想的であるかの危惧がないではない。然し、一般的に統一法案の実現に附隨する困難性のほかに、特に商法統一の困難性の原因としては、フランスの如く特別法典を有する国家と、スイ

ス・イタリヤの如く民商統一法典を有する國とが併存する以上であり、従つて統一商法についても、民法典中から商法的規定のみを引き出すことが可能かどうか、または民商法統一主義をとるか否かの決定の問題も障害の一端考へられる。しかも、かかる法典の形式について一致を見る場合においても実質的に「商的概令」《la qualification de commerciales》といふ、財貨流通・媒介・投機の如き相対的概念を提示するには可能であるが、主觀主義・客解主義の二種れども、あるいは毎行為・商人の概念決定についてその立法化に耐えうる丈的具体的決定が困難であるとする。

(3) しかし、右の如き困難については、その克服は全く不可能ではなく各法定法の規定、その障害を慎重に検討し、共通利益が強度な範囲につき、逐次その統一を期すべきであり、

(1) 民商統一立法を採用する國が關係する場合におこり、かくての國における、商事的考慮《l'esprit commercial》制度を見出しえるのである、例えば後渡売却《les ventes à livre》後渡買付《les marchés à term》など、民商統一主義におけるその法より消滅し難い特質を有しているが、海上企業・ある種の、例えば株式譲渡可能な株式会社などは、統一商法の一部分となつてゐること、同程度の可能性を有してくる。(2) 更に、各国の制度の相違にもかかわらず、破産の如く、その分離または統一法の制定の上で障害とならざるものがある。すなわち、破産制度がフランス・イタリーの如く特定の職業の者にの

み適用せらるるか、イギリス・ドイツの如く一般市民について適用せらるるかについての基本的相異は、統一のための重要な障害となつないのであり、人的範囲の問題が解決されすれば、統一性の実現は可能であるとする。なお以上の諸問題を通じて一般的に考慮すべき点は、観念的な商法の適用範囲についての理論的論議よりも、経験より生じる最も統一法の実現が要請される問題点の検討に優先的地位を与えるべきであるとするのである。⁽⁴⁾

(1) 「世界株式会社法の展望」(松本先生古稀記念) 111頁。

(2) なお、便宜上、株式会社法の國際統一についての従来の諸家の見解として、田中耕太郎博士により挙げられてゐるものをお左に表示する。

Karl Lehmann, Bd. I. 1898, SS, 90. 91	Das Recht der Aktiengesellschaft, Bd. I. 1898, SS, 90. 91
	その主張は實際的結果をもたらさなかつたが、1889年フランスの會議において採り上げられ、その會議録は Congrès international des sociétés par actions, Paris 1890. に公刊された。
Georg Cohn 1903, アントワーヌ, 1910ブリュッセル, 1911トリノの諸会議が存したことを指摘する。	Die Aktiengesellschaft, Bd. I, 1921, SS. 73 ff.

Fritz Hausmann | Vom Aktienwesen und vom Aktienrecht, SS, 72-75,

以上の諸学者の主張は、細目についてはともかく、結局は国際取引の頻度の高まること、すなわち、外国投資、外国株式取引、国際取引行為における活潑化を考慮し、田中耕太郎博士の提唱もその意図はほぼ同一の理由に基づくものと解せられる。

(3) 田中耕太郎「東洋社の開拓」錦川類一七六頁。
乃至一七九頁。

(4) ブルの意見は André Brun et M. C. Seffert, « L'unification du droit commercial européen » (Revue Trimestrielle de droit commercial, 1954, No. 4) 248°

III

国際的取引自由化なりじては、その外国支店の面からみる法的規制を緩和する方法が想われるが、直接統一法の形式を取らぬ場合など、その経済的機能からいふればやの法的性質がむしろ問題であると共に必要な問題は、前述の André Brun や M. C. Seffert の指摘や如く、株式会社のやねどある。この株式会社の統一への論議は、Brun や Seffert のれに先立つて、一九五〇年六月一六年内閣へ「田圃・耕種法」の開設に関する開催された。ヨーロッパ商事会社《une société commerciale de droit européen》會議のための国際会議がヨーロッパ Rault による開催されたが、新たに一九五七年三月

一九五〇年のヨーロッパ経済共同体条約（ローマ条約）の田的実現の立場による更に具体的かつ広汎な検討がなされてくる。

總括の分野として、第II編「人・役務および資本の自由移動」第I章「居住の権利」第五一条によると、「(1) 本トニ定むる規定の枠内に於て、ある加盟國の國民の他の加盟國領域における居住の自由に於ける制限は、過渡的に漸進的に撤廃する。」の如きの漸進的撤廃は、また、ある加盟國の國民が他の加盟國領域で設立する支店又は子会社の設立に於ける制限を及ぼす。(2) 居住の自由は非賃金活動に從事し及び継続する權利並びに当該國の自由民に対する法律に定める条件の下に於て、かゝる資本に關する規定期従へるを條件とする商事会社(特に⁽¹⁾第五八条の意味における会社)の設立及び総額の権利を命ずる。

特に会社として、第五八条1項によると、「構成國の法に準拠して設立するが、その登録事務所、中心的商業地または本店が共同体内にある場合は、本章(注・第II章居住の自由)の適用によりては、構成國では、本章の適用によりては、構成國の國民たる自然人との同様の取扱ふたるべくする。」《Les sociétées en conformité de la législation d'un Etat membre et ayant leur siège statutaire, leur administration centrale ou leur principal établissement à l'intérieur de la Communauté sont assimilées pour l'application du présent chapitre c'est-à-dire en ce qui concerne la liberté d'établissement aux personnes physiques ressortissant des Etats membres》⁽²⁾である。即ち、「ヨーロッパ会社を除く、既存の各國の商業会社を除く、既存の各國の私法上に於ける規定期従の商人を除く、其の外の会社を除く」《par sociétées, on entend les sociétés de droit civil ou commercial, y compris les sociétés coopératives et les autres personnes morales relevant du droit public ou privé, à l'exception des sociétés qui ne poursuivent pas de but lucratif》⁽³⁾ す

くも、かの規定期従の適用範囲は、⁽⁴⁾ 会社の意思による

おもる歐州委員会《commission》は次の如き権限を付与し得る。すなわち、「監理事会おもる委員会は、上述の規定により付与される次の如き権利を行使しえる。……(f)重要な活動分野、すなわち一面においては、構成国内における代理人、支社または支店の設置条件、他面においては、かかるものに対し管理または監査機關との、主たる営業所の人的介入の条件による企業自由の範囲による漸進抑制」⁽⁴⁾。《Le conseil et la Commission exercent les fonctions qui leur sont dévolues par les dispositions ci-dessus, notamment... (f) en appliquant la suppression progressive des restrictions à la liberté d'établissement dans chaque branche d'activité considérée, d'une part aux conditions de création, sur le territoire d'une Etat membre, d'agences, de succursales ou de filiales et, d'autre part, aux conditions d'entrée du personnel du principal établissement dans les organes de gestion ou de surveillance de celle-ci》

以上の如き、事業活動および役務提供の自由化への実現の趣旨によれば、「委員会」は「監理理事会」に代り、一九六〇年三月おもる七月より事業活動および役務提供の自由化による計画を提出し、経済社会議会おもる欧州議会の討議を経た後、一九六一年十月に決定された内容は、次の如きである。すなわち(i) 一九六三年末までに大部分の重工業、卸売商の自由営業、(ii) 一九六五年までに食料工業、一部の自由職業（技術者）、

小売商、農業、薬卸商の自由営業、(iii) 一九六七年末までに薬局・医師・運送業者、(iv) 一九六九年第一段階の終期までに、造船・鉄道車輛工業の自由営業を認めるに至るところ。

然しながら、それらの規定の直接の対象は、営業活動にての制限排除への努力にとどまることとなる。

(1) 本訳文は、経済外交研究会・「欧州経済連合の動向」による。

(2) 本条は、企業自由を認めるやうな、Alan Campbell and Dennis Thompson, Common Market Law, 1962, p. 234. せ《ressortissants》("nationals") せ、第七條を考慮すべからず、原則として領土外における《établissement》("enterprise") じうじだ、条約中に解釈規定せながら、公社が有限責任たると否かを問わず、商業形態を意味するものと解せられるのである。《sociétés》("companies") じうじだ、第五八条によく「かどづけ」とある。

(3) Allan Campdell and Dennis Thompson, ibid. p. 237.

以上によれば、《leur administration》("central management") せ、《leur principal établissement》 ("main establishment") せ、《leur registered office》 じうじだ、単なる名目的な記載たるが、それが公社の属人法・現地的統御地・社員または取締役の国籍は重要性をもたらす、かくゆえに有限責任組合おもるあらゆる種類の法人を包含する

トナリ。たゞ、本社が他国における法的認証をひれないと
場合にも商業活動の権利が認められぬからして、第11
11〇条における、本社の相互的認証といふの努力を義務
せらる。

(4) 以上の結果によれば、Jean Rault, pour la création
d'une société commerciale de type européenne (Rev.
Trimestrielle de Droit Commercial, 1960 No. 4, P. 1
et seq.). 以下。

(5) 士師連編著「EUROPEAN ECONOMY」(昭和11年) 1回〇
頂だ、理事会決定は「大抵」、「半十」、「四分之三」など、日本
経済新聞社「歐州共同市場の發展」(昭和17年)は「九
六一年十月」など。たゞ、Alan Campbell and Dennis
Thompson, Common Market Law, 1962, n. p. 47, p.
427 によると、「理事会の運営規則」(the council) 第五回会期より最終的に採択せられた
やう。

四

右の如く、歐州経済共同体における、一面によつて、企
業活動の制限排除の途を漸進的に進める方法を採るほか、他面
より直接的推進方法として、共同体所屬国の法制調和の途をも
踏む。例えば、第三条(五)における域外課税法規の統一化
の規定、更に第五四条第二項における監理事会ある歐州機
関の設立に關する所論(二)

員会は次のように「茲 必要なり衡平と拂ふべく程度に於にて
第五八条第一項に定められた本社によつて、社員より第111項の
利益のため、構成国々による要求をうけ保証の調査」(le
Conseil et la Commission exercerent les fonctions qui leur
sont dévolues par dispositions ci-dessus, notamment, (g)
en coordonnant, dans la mesure nécessaire et en vue de les
rendre équivalentes, les garanties qui sont exigées, dans
les États membres, des sociétés au sens de l'article 58
Alinea 2, pour protéger les intérêts tant des associés que
des tiers》の義務をたのむが、EUROPEAN ECONOMY によると「加盟國
が必願とする相互の監督、各國の國民の利益を擁護するため
の相互の監督に次の事項により取扱わねばならぬ。それは
EUROPEAN ECONOMY の相互監督」(Les États membres engager
ont entre eux, en tant que de besoin, des négociations
en vue d'assurer, en faveur de leur ressortissants: la reco-
naissance mutuelle des sociétés au sens de l'article 58
alinéa 2)として相互監督の努力を計らはが、更に積極的に
「EUROPEAN ECONOMY の相互の監督に次の事項により取扱わねばならぬ。
——本店が一國から他国へ移転する場合に於いても法人格を
維持し、かつ本社が住所をなす場合に他の構成国との國籍をも
うつて居留せしめ」(le maintien de la personnalité juridique
en cas de transfert du siège de pays en pays et la possi-

bilité de fusion de sociétés relevant de legislations nationales différentes,》たる規定を設けてゐる。これは、立法的に共同体加盟国間の法統一化を考慮するが、然し主として、外人法的規定の統一化、または部分的に国際私法規定適用の煩を避けんとするものである。

然しながら、特に、会社については、その法人格については統一化は期せられるが、定款・業務執行・資本構成、特に株式については直接に明示せられていない。従つて、会社関係中でも、その個人的意見によるべき分野については明示せられていない。然しながら、経済共同体の目的および、株式会社の資本調達機能を考慮するならば、かかる資本に関する分野についても、同様の調和が望ましいといえぬ。

右の如き意味における株式会社法の全面的調和の途として、J. Raultは、次の二つの方法を提示している。その一つは、各における統一株式会社法の採用であり、その二つは、それ自体独立のヨーロッパ株式会社《une société de type européen》の設立である。

その二つが望ましいかについては、次の如く述べてゐる。

第一の各国株式会社法の直接的統一化の方法は、統一約における留保条項、各国裁判所における解釈の相違からして若干の相違は残るが、その法的衝突を激減せしめる点において、一見非常に単純かつ理想的であると考えられる。然し実現の可能性という見地からすれば、それぞれの会社法はいかに技術

的法規とは、その各国における特有の社会的事情、特に経済事業をそれぞれ反映しており、しかも各国における企業の多くは、からずしも国際的営業を営むものでないから、充分な経済的要請による支持を受けることは期待できないのであり、かつ、既存の会社法を全面的に改正する」とは、結果的に主権制限的印象を与えないではない。その意味では結局国内法として採用されることを前提として、いわば統一法案を提示するにとどまるに至る。それ故に、一九五〇年六月一六日乃至一八日、パリ控訴院の弁護士会《l'Ordre des Advocats》主催の国際会議において提示されたヨーロッパ型株式会社法も、純粹に任意的なものなのである。

然し、第二の制度についても、学者または実務家にとってはまずその心理抵抗が生じうることは否定し得ないのであり、国際的経済交流の発展によりかかる批判的態度がやわらげられるにしてもそれが完全に消滅することは容易でなく、現在の経済共同体も一応各会社にても、それぞれ属人法、すなわち実質的には本店所在地法によるべきものとして、別個の法により規律せられる会社の併存を認めてゐるのである。然しながら、かかる方法においては、会社の準拠法選択の自由による利益が存する反面、属人性の異なる会社相互間においては、例えば機関の权限につき誤解が生じ易いと、不利益も存在する。その意味で、渉外的活動をなす企業にとって、異国籍社員よりなる会社の成立、支店の設置、資本集中のための合併などの困難性を考慮す

るときは、経済的利益からしてかかるヨーロッパ型株式会社に対するその心理的抵抗を減少せしめる結果をもたらすのであり、特に共同体内に設立せられる本店と支店とを問わず同一の法規により規律せられ、また株式市場の上場証券の株価決定・増資・社債発行・物的担保などの資本調達方法がいちじるしく容易となることとなる。

その実現への先例は、既に特殊会社に関するものであるが、条約において見出しうる。⁽²⁾それが会社の統一化に対しかなりの寄与をなすことは認めうるが、それらが、各会社特有の証券を発行すること、更に準拠法として補充的であるが本店所在地を適用することにより⁽³⁾、統一化への障害となる面も存在している。然しながら此の点につき、Raultによれば、共同体条約により、その機関たる理事会または委員会は直ちに統一ヨーロッパ株式会社の制定を命じうるかについては、冒頭に掲げた第百条までは第五四条の内容に該当するかについては疑問であり、かりにそれに該当するとしても条約は、単に理事会に対し「指示を発する」《arrêter des directives》権限のみを有するにすぎず、その構成国によりその立法を義務付けるものでなく、条約の締約を要請しうる如き権限を有しうるにすれないと解せられてゐる。

その点についての法理論についてもなお検討の余地はあるが、ヨーロッパ型株式会社の実現は、果して可能性があるや否やの問題については、積極消極につき種々の論議がある。まず消

極的見解は、その国際的条約を準拠法とするときは、国内法を準拠法とする場合より新しい経済状勢に対する適応の可能性が小となることを指摘し、これに対し積極説は果して国際条約が国内法より厳格であるかは疑わしく、民主主義国においては時には国内法制定より国際条約批准がしばしば容易であり、一八九三年の鉄道運送に関するベルヌ条約が五回に涉り改訂せられている経験からしても、条約が時に応じて容易的に改訂せらるべきものであるといえる。更に統一法が採用されても、結局は解釈はそれぞれの内国裁判管轄に委ねているからその実効性は必らずしも期待し得ないとの論議も生じうる。これについても積極論者は、かかる批難は、国際条約のうちその解釈が内国裁判所に委ねらるべきすべての条約について生じうる問題であり、また統一法が採用された場合においてその解釈の相違がそのまま否定する程重要なものは考えられないし、加うるに経済共同体司法裁判所の権限を増大せしめることがかかる解釈による不便を減少せしむると主張するのである。更に積極説に対しては、ヨーロッパ株式会社法の適用のみで解決されるわけでなく関連ある各国の民商法の適用が必要な場合もあり訴訟が複雑となるとの批難も成り立ちうるが、実際上の便宜性からすればさしたる欠陥と考えられない。その意味で決定的な問題点は、結局は、統一法が従来の国内法の最も基本的な強行法的な制度との相違が生じる場合、その場合特に問題となるのは、単なる定足数または決議要件の如き問題ではなく、その構造の根本的

構造が統一法と矛盾する問題であるが、その点については比較法的検討の結果、必ずしも悲観的に解すべきだなどとするのが Jean Rault の立場の趣旨である。

- (1) Sanders, Discours prononcé le 22 Octobre 1959 à l'institut des Hautes études économiques de Rotterdam,
- (2) かかる統一化への実現の誠意は、Sander 教授の指摘する如く、既に、一九三〇年に於いて、国際銀行の設立があり、ついで、スイス法の規定との矛盾が存在しないことが定款上明示せられてゐる。また戦後では、一九四九年未には、ヨーロッパ委員会《le Conseil de l'Europe》が、ヨーロッパの経済的発展を促進し、かつ、自由経済に対する障害除去のため、ヨーロッパ会社の設立を提唱し、更に二年後において、公益事業または土木事業のため、各国の政府または私人により出資せられるべきヨーロッパ型会社の設立のための草案をまとめるに至っている。然しこの草案については、その実行の結果として、企業間の異常な差異が生じるという批判が存してゐる。
- (3) 例えれば、モーゼル国際会社の場合においては、「会社の機構については、条約・定款、更に補助的にドイツ有限会社法の規定により決定せられる」とする。